

大津市（上田上地域）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	関係者
堂	大津市堂二丁目7番地先	一般乗用旅客自動車運送事業者（琵琶湖タクシー株式会社）が行う乗合旅客の運送事業（道路運送法第21条第2項、通称「のりあいタクシー『光ルくん号』」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運航時刻について、調整を図ること 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る	帝産湖南交通株式会社 近江鉄道株式会社 滋賀県公安委員会 大津市 近畿運輸局
堂橋	大津市堂一丁目17番地先			
川向	大津市堂二丁目5番地先			
新免	大津市新免二丁目1番地先			
田上中学校	大津市新免二丁目21番地先			
田上車庫	大津市中野二丁目1番地先			
中野	大津市中野一丁目16番地先			
中野口	大津市中野一丁目14番地先			
平野	大津市平野二丁目13番地先			
石岡	大津市平野二丁目8番地先			
上田上小学校前	大津市平野一丁目18番地先			
牧	大津市牧二丁目5番地先			
牧口	大津市牧一丁目18番地先			
大学病院前	大津市上田上中野町地先			
青山五丁目	大津市青山5丁目13番地先			